

移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に 関する基準を定める省令の一部を改正する省令案について

1. 改正の背景

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号。以下「バリアフリー法」という。）において、公共交通事業者等は、旅客施設を新設若しくは大規模改良する場合又は車両等を新たに導入する場合、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（平成 18 年 12 月 15 日国土交通省令第 111 号。以下「ハード基準」という。）への適合義務及び適合維持義務が定められている。

しかしながら、ハード基準に適合した旅客施設・車両等の機能が十分に発揮されるためには、公共交通事業者等が実際にサービスを提供する際にこれらの旅客施設等を適切に使用することが必要不可欠である。このため、令和 2 年 5 月にバリアフリー法が改正され、当該ハード基準に適合する旅客施設等を使用して高齢者、障害者等が移動するための役割について、公共交通事業者等はその提供の方法に関する基準（以下「ソフト基準^(注)」という。）を遵守するよう、新たに義務を課すこととされた。（令和 3 年 4 月 1 日より施行）

また、ソフト対策の強化の一環として、公共交通事業者等は、優先席等の高齢者障害者等用施設等の適正利用について広報活動及び啓発活動を行うよう努めなければならないこととなった。（令和 3 年 4 月 1 日より施行）

こうした状況を踏まえ、国土交通省では、学識経験者、障害当事者、関係事業者等で構成する「公共交通機関のバリアフリー基準等に関する検討会」を設置し、基準等の改正内容の検討を行ってきたところ、今般、同検討会において、基準の改正内容について一定の結論が得られたことから、所要の改正を行うこととする。（P）

（注）今般新たに定めるソフト基準の対象は、公共交通機関の旅客施設等におけるバリアフリー設備等であって、ハード基準に適合している設備を用いて行う役割である。

2. 改正の概要

（1）ソフト基準の新設について

① 旅客が利用するには職員等による操作が必要な設備・構造における役割の提供

ハード基準に基づき整備された設備のうち、当該設備の構造上の問題、運行の安全や旅客の安全を確保する観点等から、公共交通事業者の職員等による操作を行う必要があるものについて、当該設備を用いて役割の提供を行う旨を義務付ける。

※対象設備

- ・ 旅客施設のバリアフリールート上にあるエスカレーター、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの
- ・ 旅客施設及び車両等に設置された渡し板やスロープ等、車椅子使用者が車両等に乘

降する際に必要な設備

- ・バス車両や船舶の車椅子スペースに設置された、車椅子を固定するための装置

②職員等が求めに応じて提供する設備における役務の提供について

ハード基準において、乗車券等販売所や案内所、乗合バス車両や福祉タクシー車両及び船舶において設置されている、文字により意思疎通を図るための設備について、聴覚障害者の求めに応じて、当該設備を使用して役務の提供を行う旨を義務付ける。

※対象設備

- ・乗車券等販売所、待合所及び案内所
- ・航空旅客ターミナルの保安検査場
- ・乗合バス車両、福祉タクシー車両、船舶の売店や食堂

③職員等の配置をもって適用除外とされる設備における役務の提供について

ハード基準において、その設備の設置等を行う代わりに、職員等が人的対応を行うことで適用除外とされているものについて、当該人的対応をすることにより役務の提供を行う旨を義務付ける。

※対象設備

- ・視覚障害者誘導用ブロック等を設置する代わりに相互に視覚障害者を誘導案内する職員等が両端に配置されている区間の通路
- ・車椅子利用者対応のカウンターを設置する代わりに、職員等が容易にカウンター前に出て対応できる構造としている乗車券等販売所、待合所及び案内所
- ・高齢者、障害者等が利用できる券売機を設置する代わりに職員等が対応することとしている乗車券等販売所
- ・事業者名等の情報提供を行う設備の代わりに人的対応をもって情報提供を行うこととしている福祉タクシー車両

④運行情報提供設備による情報提供について

ハード基準において設置が義務付けられた運行情報提供設備について、当該運行情報提供設備を使用して、車両等の運行に関する情報を文字等及び音声にて提供する旨を義務付ける。

※対象設備

- ・旅客施設及び車両等に設置された運行情報提供設備

⑤照明設備による明るさの確保について

ハード基準において設置が義務付けられた照明設備について、照度を確保する旨を義務付ける。

※対象設備

- ・バリアフリールート上の通路の照明設備
- ・階段の照明設備
- ・鉄軌道駅のプラットホーム上の照明設備

⑥運行情報提供設備以外の文字又は音声による情報提供について

ハード基準において設置が義務付けられている運行情報提供設備以外の情報提供設

備（エレベーターの行き先案内、プラットホームの列車接近警告等）について、それぞれ当該設備を使用して情報を提供する旨を義務付ける。

※対象設備

- ・ バリアフリールートを構成するエレベーターの行き先案内等の音声案内設備
- ・ エスカレーターにおける行き先音声案内設備
- ・ 通路上における視覚障害者を誘導するための音声案内設備
- ・ 便所の出入口付近における音声案内設備
- ・ プラットホームにおける列車接近警告装置等の音声及び文字による案内設備
- ・ 鉄軌道車両の乗降口における開閉に関する音声案内設備
- ・ 乗合バス車両における車外用放送設備
- ・ 福祉タクシー車両における事業者名等の音声案内設備
- ・ 船舶における基準適合客席等の配置の案内設備

⑦一時使用目的の旅客施設又は車両等における役務の提供について

災害等のため使用することができない設備等及びハード基準において適用除外とされている一時使用目的の旅客施設又は車両等における役務の提供については、本基準において適用除外とする。

⑧人的対応する職員等の配置について

①～③の設備に関する役務の提供を行うための職員等が配置されるよう、体制を整備することを義務化する。

(2) 優先席等について

旅客施設の休憩設備、鉄軌道車両及び乗合バス車両において、優先席等を設置する場合は、付近に優先席等がある標識を設置するとともに、標識には優先席等の対象となる者を表示することを義務化する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布 令和2年11月
施 行 令和3年4月1日